

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表10号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成29年11月24日

大磯町監査委員 高野澤 均
大磯町監査委員 奥津 勝子

監査結果報告書

1. 監査の種類
定期監査

2. 監査年月日
平成 29 年 10 月 27 日（金）

3. 監査対象の課等
町民福祉部町民課（保険年金分）

4. 監査の期間、範囲、事務

監査対象期間：平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日）

監査実施期間：平成 29 年 9 月 15 日～10 月 27 日

監査範囲：平成 29 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行

事務方法：平成 29 年度大磯町監査基本計画に基づき実施し、監査対象課から事前に監査資料の提出を求め、書類を監査するとともに、事前調査と関係職員から事情聴取を実施した。

5. 所掌事務の概要

国民年金に関する事務、国民健康保険事業に関する事務、後期高齢者医療保険に関する事務等を行っている。

6. 監査結果

平成 29 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、次に注意する事項を除き、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

（注意事項）

- ・国民健康保険税滞納繰越分の調定において、前年度収入未済額を調定すべきところ誤った額で調定がなされていた。

（意見・要望）

- ・事務事業の執行について、上司及び職員相互の内部チェックを確実に実施するように努められたい。
- ・県単位化（広域化）は平成 30 年 4 月から実施され、被保険者対し周知啓発については早めに進めていただきたい。
- ・窓口業務について、医療の説明は高齢者にとって複雑多岐に渡るため、職員の資質を向上し町民目線での対応を望む。